

保育士等就労に関する証明書

年 月 日

施設住所	
施設名	
代表者名	
記載担当者	

下記の者は、保育士加算に該当する職種として当施設・事業所に就労中又は就労予定であることを証明します。

被雇用者氏名				
生年月日	年 月 日生			
被雇用者住所				
就労実態 の状況 該当する欄に○	①	市内の認可保育施設等で 就労中または就労予定の	保育士	
			みなし保育士として勤務する幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭	
			みなし保育士として勤務する看護師、准看護師、保健師	
			医療的ケアや障がい児のケア等を行うため勤務する看護師、准看護師	
	②	市内の幼稚園3歳未満児 受入れ促進事業実施園、 保育所並の預かり保育を 実施する幼稚園または認 定こども園（教育機能部 分）で就労中または就労 予定の	幼稚園教諭	
			保育士	
			預かり保育、3歳未満児受入れ促進事業に従事する小学校教諭、養護教諭	
			医療的ケアや障がい児のケア等を行うため勤務する看護師、准看護師	
	③	市内の企業主導型保育施設で就労中または就労予定の	保育士	
			みなし保育士として勤務する看護師、准看護師、保健師	
			医療的ケアや障がい児のケア等を行うため勤務する看護師、准看護師	

※保育士は、地域限定保育士を含みます。

※認可保育施設等とは、認可保育所、認定こども園（保育機能部分）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業のことを言います。

※保育所並の預かり保育を実施する幼稚園または認定こども園（教育機能部分）とは、当該施設の閉園日を除く月曜日から金曜日までの間において、18時又はそれを超える時間までの教育又は保育を提供するとともに、当該施設の長期休業期間中において、8時から18時まで又はそれを超える時間の教育又は保育を提供している施設を言います。

※上記施設で就労または就労予定の保護者の子どもが、令和9年4月1日以降の認可保育施設入所申込を行う場合に、利用調整において加算を行います。

市ホームページ「令和9年度福岡市保育施設等利用のご案内」に掲載している、「令和9年度福岡市保育施設等利用調整基準表」および保育士等への加算対象施設をご参照ください。

※該当する場合、利用申込関係書類に加え、施設が発行するこの証明書の提出が必要です。